

9月は「動物愛護月間」

9月20日（水）～26日（火）までを「動物愛護週間」と定めています。動物と暮らすことは、「命を預かる」という大きな責任がともなうため、この機会に人と動物が安心して暮らすためにはどうしたらよいかを考えてみましょう。

・狂犬病対策（犬の場合）

「狂犬病予防法」により年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病は感染して症状が出てしまうと、人も犬も100%死亡する恐ろしい病気です。毎年、必ず予防注射を受けてください。なお、動物病院で狂犬病予防注射をした際は、交付された済証を持参し、保健衛生課にて狂犬病予防注射済票の申請をしてください。

・完全室内飼育（猫の場合）

外に出る猫は、交通事故や猫エイズ等の病気のリスクが高く、寿命は室内飼育の半分程度とされています。

村では、こうしたリスクから猫を守るために家から猫を出さない完全室内飼育を推奨しています。子猫の時期から室内を安心・満足できる環境に整え、猫が快適に暮らせる環境づくりを心がけましょう。

・マイクロチップの装着義務化（犬・猫共通）

令和4年6月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫にマイクロチップの装着が義務化されました。飼い始める際には、飼い主情報の登録等を行う必要があります。

なお、令和4年6月以前から飼育しているペットのマイクロチップの装着は努力義務となっています。装着することで、脱走や迷子の時に飼い主の発見がスムーズに行える、盗難防止に役に立つ、災害時に円滑な動物救護活動を行えるなど、様々なメリットがあります。

※猫が庭などに入らないようにする方法についての記事リンク（埼玉県保健医療部動物指導センターのホームページ）を参考にご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-shitumon-nekoganiwanihairanaihouhou-1.html>

問合せ 保健衛生課 ☎ 82-1777

「彩の国動物愛護推進員」を公募します！

埼玉県では、動物の愛護および管理に関する法律第38条および「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」17条の3の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間 9月1日（金）～11月30日（木）

活動内容

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

応募資格等

埼玉県ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/aigosuishininkoubo2.html>
または各保健所、埼玉県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

問合せ 埼玉県保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当 ☎ 048-830-3612